

# 地球温暖化対策推進事業費補助金（二国間クレジット制度を利用した REDD+プロジェクト補助事業）交付要綱

環地温発第 1507302 号  
平成 27 年 7 月 30 日

## （通則）

第 1 条 地球温暖化対策推進事業費補助金（二国間クレジット制度を利用した REDD+プロジェクト補助事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他法令（以下「法令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

## （交付の目的）

第 2 条 この補助金は、途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制並びに森林保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積の増強（以下「REDD+」という。）のための事業（以下「補助事業」という。）であって、二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）の活用を目指して実施するものについて、第 4 条に規定する事業実施者に対し、事業に要する経費の一部を国が補助することにより、地球規模の温暖化対策の推進に資することを目的とする。

## （定義）

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「二国間クレジット制度」とは、途上国における優れた低炭素技術等の普及を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価し、我が国の温室効果ガス削減目標の達成に活用する制度をいう。
- 二 「森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制並びに森林保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積の増強」とは、途上国での森林減少・劣化の抑制や森林保全による温室効果ガス排出量の減少に、資金などの経済的なインセンティブを付与すること等により、温室効果ガス吸収・排出回避を行う取組をいう。

## （交付の対象等）

第 4 条 環境大臣（以下「大臣」という。）は、第 2 条の目的を達成するため、国際コンソーシアム（第 2 項に掲げる者である日本法人と外国法人等により構成され、事業を効率的に実施する組織）が実施する補助事業に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第 1 第 2 欄において大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 補助金の交付を申請できる者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる者とする。
  - ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 学校法人及び国立大学法人

オ 法律により直接設立された法人

カ その他大臣が適当と認める者

- 3 申請は、国際コンソーシアムの構成員が共同で行うものとし、その代表者となる日本法人を交付の対象者とする。この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。なお、代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。代表事業者は、その責により設備の購入・設置・試運転までを行うとともに、補助事業に係る経理その他の事務及び温室効果ガス排出削減量の測定・報告・検証（以下「MRV」という。）についても、その責により行うこと。
- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等（適正化法第2条第1項に規定する補助金等という。）の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
- 5 事業の実施に関して必要な細目は、別に定める実施要領によるものとする。

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照。

三 前号で選定された額と、第1号により算出された額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、選定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、選定された額が4,000万円を超える場合は、4,000万円とする。

（交付申請）

第6条 申請者は、様式第1による交付申請書を大臣に提出することにより、この補助金の交付申請を大臣に対し行うものとする。

（変更交付申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交

付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 前項の変更申請を行う場合において、第5条第1項の規定を準用する。

(交付決定の通知)

第8条 大臣は、第6条の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付決定内容を変更すべきものと認めたときは交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第6条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

3 大臣は、第5条第1項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第7条に定める手続によるものとする。

ア 補助事業に要する経費の配分（別表第2の第1欄に定める経費ごとの配分をいう。）を変更しようとするとき。ただし、変更前のそれぞれの配分額のいずれか低い額の15%以内の変更を除く。

イ 補助事業内容の変更をしようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係が無い事業計画の細部の変更である場合を除く。

四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第5による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して承認を受けなければならない。

五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第6による遅延報告書を大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。

六 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったと

- きは速やかに様式第7による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経理については、他の経理と明確に区分して経理するとともに、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 九 大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告しなければならない。大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第12条第3項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、その限りでない。
- 十一 大臣は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。
- 十二 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第9による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に環境省補助事業により取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 十三 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまで大臣の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認条件、財産処分納付金の額その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」と

いう。)に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金の納付期限については、大臣による納付指示のなされた日から20日以内とし、その期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十四 補助事業者は、補助目的の達成のために必要となる取得財産等の譲渡又は貸付(以下「譲渡等」という。)を共同事業者に行い、当該共同事業者が取得財産等の使用を開始する場合には、様式第10により、あらかじめ大臣に報告すること。補助事業者は、取得財産等を共同事業者に譲渡等する場合にあっても、当該譲渡等後も補助金の目的に反する使用がなされないよう自らの責任の下で管理しなければならない。この場合にあつては、補助事業者は、取得財産等の譲渡等によって収益を上げてはならない。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、第8条第1項による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第11条 大臣は、第9条第6号の規定による報告書に基づき、補助事業が法令、本要綱、実施要領(以下「法令等」という。)、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに様式第12による年度終了実績報告書を大臣等に提出しなければならない。

3 補助事業者が第1項の完了実績報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、大臣は期限について猶予することができる。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第5条第1項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第13条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第3号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
  - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。
  - 4 大臣は、前項の返還期限内に返還を命じた額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第14条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認める場合においては、財務大臣との協議を経て概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算（概算）払請求書を大臣へ提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第15条 大臣は、第9条第4号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。ただし、第4号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- 一 補助事業者が、法令等又は法令等に基づく大臣の処分若しくは指示に従わない場合
  - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 大臣は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずる。
  - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第3項及び第4項の規定を準用する。

(MRV の実施、クレジットの納入)

第 16 条 補助実施者は、補助事業を実施した年度及びその後の 3 年間について、JCM で承認されることを想定した温室効果ガス吸収・排出回避量の MRV 方法論により、実際に MRV を実施して温室効果ガス吸収・排出回避量を測定するとともに、年度毎に年度の終了後 30 日以内に当該年度の温室効果ガス吸収・排出回避量の測定結果について、様式 15 による事業実施状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が JCM 事業としてプロジェクト登録され、かつ、クレジットが発行された場合には、当該 JCM 事業の開始から 3 年間（ただし二国間文書が有効な期間内に限る。）の温室効果ガス吸収・排出回避量に基づき発行されたクレジット量から、事業実施国における REDD+事業からのクレジットに関する法令で定められた事業実施国側への配分量を除いたもののうち、補助対象経費に占める補助金の額の割合と 2 分の 1 とを比較して大きい方の割合以上を日本国政府の口座に納入しなければならない。

3 前 2 項の手続き等については、環境省の定めるところによるものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省地球環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 月 日から施行する。

## 別表第 1

1 補助事業	2 補助対象経費	3 基準額
二国間クレジット制度を利用した REDD+ プロジェクト補助事業	補助事業を行うために必要な人件費及び業務費（設備費、賃金、共済費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、委託料、借料及び損料及び消耗品費及び備品購入費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費）	環境大臣が必要と認めた額



## 別表第2

1 区分	2 費目	3 内容
人件費	人件費	業務に直接従事する者の作業時間に対する人件費
業務費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器（モニタリング機器を含む）の購入・リース並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
	賃金	事業を行うために必要な労務者に対する給与
	共済費	事業を行うために必要な労務費に対する社会保険料の事業主負担保険料
	旅費	事業を行うために必要な国内外の交通移動に係る経費
	印刷製本費	事業を行うために必要な資料等の印刷に係る経費
	通信運搬費	事業を行うために必要な郵便料等通信費
	雑役務費	事業を行うために必要な翻訳費や手数料等の諸業務に係る経費
	委託料	事業を行うために必要となる特殊な技能若しくは資格を必要とする業務（妥当性確認及び検証を含む）又は事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験の施工を外注する場合に要する経費
	借料及び損料	事業を行うために必要な会議に係る会場使用料等

消耗品費及び  
備品購入費

事業を行うために必要な物品の購入に要する経費  
(事務用品、肥料、種子、苗木等)